

第60回 大津市入札監視委員会（令和5年度 第2回） 会議録（要旨）

1 開催日時 令和5年11月9日（木） 10:00～12:00

2 開催場所 大津市役所 第二別館 Web会議室

3 出席者 委員 4名

（松山委員長、小島副委員長、石井委員、松山委員）

事務局 6名

（契約検査課：栗田課長、服部補佐、戸川補佐

澤井主幹、平田主任、井上主事）

施工課 2名

（環境施設課：梅野課長、吉川補佐）

4 内 容

**1) 開会**

事務局及び委員長挨拶

**2) 議事**

**(1) 入札及び契約手続きの運用状況等について**

① 入札方式別発注工事総括表について

② 入札方式別発注工事一覧表について

③ 事案の抽出結果について

**【当番委員抽出理由について説明】**

④ 抽出事案説明書について

## 給排水冷暖房工事の入札状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）について

### 【事務局説明】

### 【質疑】

- 委員 事務局からみてこの状況に対して気づくことはあるか。
- 事務局 昨年度は発注基準の業者のランク分けを大きく変更し、ランクごとの落札率の偏りが解消されつつある印象を受けた。なお、令和5年度の発注基準からはランクを1つ減らしたため、今後もこの状況を注視していきたい。

## 抽出事案1「別保立体交差道エア遮断機設置工事」について

### 【事務局説明】

### 【質疑】

- 委員 本件は大きな金額の差が発生する工事でないがオカダ以外の業者との乖離があるのはなぜか。
- 事務局 本工事は電気通信で遮断機を稼働させるため、電気設備工事の登録を希望している業者を選定したが、遮断機を設置するため、土木的な工事の要素もある。オカダについては自社が土木一式工事の建設業許可を持っており自社で施工ができるが、他社は土木工事の業者に見積を依頼したことによる差が発生したと考える。
- 委員 自社で全てを施工できるオカダが落札したことについては理解できた。しかし今後はオカダのような業者に複数応札いただけるようなことはできないのか。
- 事務局 電気設備工事と土木一式工事の建設業許可を合わせて持っている業者は少ないため、今後は受注希望型指名競争入札ではなく一般競争入札に入札方式を変更することも検討する必要がある。ただし、本案件は滋賀県内でも事例のない工事内容であったため各業者は手探りの状態での入札であった可能性もある。今後は本件を参考事例とすることができるため業者間の金額の差は縮まるかもしれない。
- 委員 結果的には入札が成立したが、不調になる可能性があったのではないか。市の積算内容をオカダ以外の業者が積算したような条件下での設計にすべきではないか。

- 事務局 下請けに出すことを前提とした設計にすることは過大積算につながる可能性があるためできない。
- 委員 見積内訳書の中で遮断機本体の価格に業者ごとに差があるのか。また、工事費に異常な点はなかったのか。
- 事務局 機械自体の金額に各社ごとの大きな差はなく、工事費に差があった。また工事費の内訳の中で数量には特筆すべき異常は確認できなかった。
- 委員 電気設備工事と土木一式工事とを分離してしまうことはできるのか。
- 事務局 本件はそれぞれの工種ごとの作業が密接不可分であり、分離してしまうと混乱する恐れがある。

### **抽出事案2「庁舎高圧機器取替工事（1期）」について**

#### **【事務局説明】**

#### **【質疑】**

- 委員 業者間での入札額の乖離が大きいため、大津市の積算は正しいとはいえ、結果からみれば業者が設計書を読み間違いがあったのではないか。業者目線に立ち、地道に工夫してみてもどうか。
- 事務局 業者によっては、設計書に記載のない内容を追記している見積内訳書が見受けられたため、今後は業者にうまく伝わるような説明を入れることができるよう施工課に求めていく。
- 委員 これだけ入札額に大きな乖離があれば入札として競争性を発揮しているとはいえない。今後は業者の勘違い、読み間違いが起きないように業者目線で分かりやすい仕様書等の作成を求めたい。
- 事務局 施工課とも共有していきたい。

### **抽出事案3「市道橋補修設計業務（堂村橋）」について**

#### **【事務局説明】**

#### **【質疑】**

- 委員 このような案件でくじ引きはよくあることなのか。また予定価格や最低制限価格は読み取れるものなのか。
- 事務局 橋梁の補修設計業務については大津市において近年案件が増えてきている。設計業務の設計額については、一部を除き公的単価の定めがある。国の公的単

価ではなく、業者からの見積によって算出している部分もあるが見積徴収による設計方法も、国の積算基準書によって定められており、複数の業者に対して予め見積徴収し、各社が示した細かな単価等の一覧を発注者の設計資料として明示するものである。このように、国が示す設計積算基準を元に単価等を公開することで、入札参加者は正確に読み取ることができれば自ずと積算することは可能である。

また、最低制限価格についても、大津市では、掛率でさえ公表はしてはいるが、国の算定基準に準じている旨は公言しているため、国の算定基準を調べていけばその最低制限価格を予想することも可能である。

○委員 参加者が多いのはどうしてか。

○事務局 本件入札参加申請の希望業種の中で建設コンサルタントの「鋼構造及びコンクリート」部門は多くの業者登録があり、案件としても近年増えているため参加者が多かったのではないかと考える。

○委員 本件の入札結果はかなりの数の業者によるくじになったことを想定していたのか。

○事務局 委託業務でくじになることはあまりなかったため想定していなかったが、公的単価が定められている案件について、業者は市の設計とおりに積算できていることはあると考える。ただ、最低制限価格の積算の際の端数処理については公表していないため、千円単位の差は他の案件で見受けられるが本件のようにかなりの数の業者が最低制限価格と同額でのくじになるのは久しぶりに見受けられた。

#### **抽出事案4「北部クリーンセンター解体撤去工事」について**

##### **【事務局説明】**

##### **【質疑】**

○委員 解体後の使用方法はなにか。

○施工課 アスファルト舗装し、災害時の発生ごみの一時仮置き場としての利用を想定している。

○委員 設計については業者5者の見積価格の平均とあるが、入札参加業者も入っているのか。見積をした業者については、見積していない業者に対してメリット

はあるのか。

○施工課 見積もりについては、実績のある業者18者に声かけし、応じていただいた5者に見積徴取し設計している。5者のうち入札に参加している業者はあり、他の業者より時間的余裕を持って金額の精査はできるというメリットがある。

○委員 そのことは入札自体には問題ないのか。

○施工課 問題はないと考える。他の工事においても、事前に見積徴取して設計の一部を積算するということはよくあり、見積徴取した業者を入札から外すということはしていない。

○委員 落札業者は見積を提出しているのか。

○施工課 提出している。

○委員 入札参加している業者で見積を提出した業者はいるのか。

○施工課 いる。

○委員 最低制限価格から千円違いということについてどう考えているか。

○施工課 焼却施設の解体工事については積算基準がなく、設計・工事を合わせて発注する性能発注方式であり、積算については業者からの見積りの積上げで設計している。業者は事前公表されている予算書の金額を参考とされるが、予算額と設計額が近似している。また最低制限価格の算定率も公表されており、諸経費率についても環境省が指定した率を使うとされておりこれらを精査していけば、近い金額は算出できると考える。

○委員 大手のゼネコンが取りに来ている案件と思われるので、入札額が最低制限価格を下回り失格という結果になっている業者もあるが、入札した業者から入札後に疑義はなかったか。

○施工課 失格業者含めて本件については応札業者からの疑義はなかった。

○委員 予算書が公表されて設計金額が予測できるのはこの工事だけでなくほかの工事も同じなのか。

○施工課 他の工事であれば複数の工事をまとめた金額で予算書に掲載されるが本件は一事業として一筆で予算書に掲載されている。

○委員 今回の予算書を作成するときにすでに各社から見積書を徴取していたのか。

○施工課 予算の作成については、他都市の類似事例を参考に、環境省が示している補正の手法を用いて計算している。能力コスト曲線法という手法を参考としながら予算額を決定している。

**(3) 指名停止等の措置状況について**

指名停止等の措置状況一覧表について